② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶ 子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷ 親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸ ９⑴の③及び９⑵の③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所

⑴ 北海道センター　契約担当職　北海道センター業務室長　〒062―8517 北海道札幌市豊平区月寒東２条17―２―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　北海道センター業務室調達担当　TEL011―857―8434　受付時間９時00分から17時15分

⑵ 東北センター　契約担当職　東北センター業務室長　〒983―8551 宮城県仙台市宮城野区苦竹４―２―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　東北センター業務室調達担当　TEL022―237―8010　受付時間９時00分から17時15分

⑶ つくばセンター　総務本部経理部　調達管理室長　〒305―8560 茨城県つくば市梅園１―１―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　つくばセンター経理部調達管理室　TEL029―861―2030　受付時間９時00分から17時15分

⑷ 臨海副都心センター　契約担当職　臨海副都心センター業務部長　〒135―0064 東京都江東区青海２―３―26　国立研究開発法人産業技術総合研究所　臨海副都心センター業務部会計グループ　TEL03―3599―8183　受付時間９時30分から17時45分

⑸ 中部センター　契約担当職　中部センター業務部長　〒463―8560 愛知県名古屋市守山区下志段味穴ケ洞2266―98　国立研究開発法人産業技術総合研究所　中部センター業務部会計グループ　TEL052―736―7020　受付時間９時00分から17時15分

⑹ 関西センター　契約担当職　関西センター業務部長　〒563―8577 大阪府池田市緑丘１―８―31　国立研究開発法人産業技術総合研究所　関西センター業務部会計グループ　TEL072―751―9605　受付時間９時00分から17時15分

⑺ 中国センター　契約担当職　中国センター業務室長　〒739―0046 広島県東広島市鏡山３―11―32　国立研究開発法人産業技術総合研究所　中国センター業務室調達担当　TEL082―420―8233　受付時間９時00分から17時15分

⑻ 四国センター　契約担当職　四国センター業務室長　〒761―0395 香川県高松市林町2217―14　国立研究開発法人産業技術総合研究所　四国センター業務室調達担当　TEL087―869―3520　受付時間９時00分から17時15分

⑼ 九州センター　契約担当職　九州センター業務室長　〒841―0052 佐賀県鳥栖市宿町807―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　九州センター業務室調達担当　TEL0942―81―3613　受付時間９時00分から17時15分

別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴ 土木一式工事、建築一式工事

① Ａ：６億6,000万円以上：1,400以上
Ａ：１億5,000万円以上　６億6,000万円未満：1,200以上
Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満：1,000以上　1,200未満
Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満：800以上　1,000未満
Ｄ：600万円以上　2,000万円未満：600以上　800未満
Ｅ：600万円未満：600未満

② 1,200以上：Ａ
1,000以上　1,200未満：Ｂ
800以上　1,000未満：Ｃ
600以上　800未満：Ｄ
600未満：Ｅ

⑵ 電気工事、管工事、電気通信工事

① Ａ：６億6,000万円以上：1300以上
Ａ：１億円以上　６億6,000万円未満：1150以上
Ａ：1,000万円以上　１億円未満：950以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満：700以上　950未満
Ｃ：400万円未満：700未満

② 950以上：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑶ 上記⑴、⑵以外の工事

① Ａ：1,000万円以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：400万円未満

② 950以上：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑷ 測量・建設コンサルタント等業務

① Ａ：1,000万円以上
Ｂ：200万円以上　1,000万円未満
Ｃ：200万円未満

② 230以上：Ａ
170以上　230未満：Ｂ
170未満：Ｃ

別記３　付与数値

（建設工事）総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記４　付与数値

（測量・建設コンサルタント等業務）

別表１　業種別年間平均実績高に対応する数値
20億円以上：30
10億円以上　20億円未満：25
５億円以上　10億円未満：20
１億円以上　５億円未満：15
１億円未満：10

別表２　自己資本額に対応する数値
10以上：30
５以上　10未満：20
５未満：10
自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表３　業種別有資格職員数に対応する数値
110～：30
65～109：25
40～64：20
15～39：15
～14：10
合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴ 測量

① 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

② 測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵ 建築関係建設コンサルタント業務

① 建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21による建築設備士である者

② 建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士の免許を受けている者を除く。）、公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者